

別添 2

(事務連絡の別添は省略)

事務連絡
平成 29 年 8 月 9 日

各都道府県社会保障・税番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室
内閣府大臣官房番号制度担当室

マイナポータル「お知らせ機能」の利用における留意事項について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

マイナポータルの試行運用につきましては、平成 29 年 7 月 18 日から開始していますが、マイナポータルの機能のうち、情報提供等記録表示及び自己情報の表示につきましては、平成 29 年 7 月 13 日付け内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」（以下「H29. 7. 13 事務連絡」という。）及び同月 14 日付け同事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について」（別添）を通知しているところですが、DV・虐待等被害者（DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）に関して、マイナポータルのお知らせ機能の利用における留意事項として、下記のとおり通知いたします。

各都道府県におかれましては、この旨域内市区町村に周知いただきますようお願ひいたします。

なお、下記は基本的な考え方を示したものであり、個別のケースにおいては各地方公共団体において適切に判断されるべきものであり、また、下記に拠りがたい場合に個々の実情に応じて対応することを妨げるものではありません。

記

1 想定されるケース

H29. 7. 13 事務連絡別紙中 2. 「『想定されるケース』」の「【ケース②】」として記載している、「DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者が DV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市区町村に係る情報が伝わるケース」。

2 留意すべき対象者

H29. 7. 13 事務連絡別紙中 1. 「設定対象者」に該当する者（現に不開示コード等の設定が行われているか否かにかかわらず、当該「設定対象者」の考え方による）。

特に、不特定多数にお知らせを送信する際に、お知らせで送信することについて事前に本人に確認を取ることができない場合、お知らせを送付する個人番号利用事務所管課において、この「留意すべき対象者」を把握することが重要となる（詳細は「3 基本的な対応等」を参照）。

3 基本的な対応等

H29. 7. 13 事務連絡別紙 2. 【ケース②】における基本的な対応と同様に、以下の対応を行うこと。

DV・虐待等被害者の相談窓口／申請等受付窓口（マイナンバー利用事務窓口を含む）

- (1) 加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し、まずはマイナポータルの利用者フォルダー（アカウント）の削除を行うこと、そのためのマイナンバーカード停止の連絡やマイナンバーカードの再交付の実施のほか、必要に応じてマイナンバーの変更を実施するよう説明する。
- (2) マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者に当該代理人設定の解除を行うよう説明する。
- ※ 利用者フォルダー（アカウント）を削除すれば、代理権も消滅する。また、その後、再度利用者フォルダー（アカウント）を作成した場合、利用者フォルダーには削除前の情報は引き継がれず、代理人設定もなされていない状態となる。
- ※ (1)、(2)双方に該当する場合（加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたままであり、かつ加害者を代理人設定している場合）には、DV・虐待等被害者のカード停止をするだけでは、加害者は自分のマイナンバーカードで当該DV・虐待等被害者のマイナポータルの利用者フォルダー（アカウント）にログインすることができるため、カード停止後カード再交付を受けた上、利用者フォルダー（アカウント）削除又は代理人設定解除が必要であることに留意。

お知らせを送信するマイナンバー利用事務担当部署

- (3) これら(1)及び(2)の手続（以下「利用停止手続」という。）が完了するまでの間は、お知らせを送付する個人番号利用事務で宛先ファイルの作成を行うに当たり、
① お知らせを送信することについて本人が同意をしているか意向を確認するか、
② お知らせ送信対象者に「2 留意すべき対象者」に該当する者が含まれていないか確認する。

《宛先ファイルの確認方法例》

ア お知らせ送信対象者の選定に当たり、宛先ファイルから、既存システムにおいて把握している「2 留意すべき対象者」に該当する者を対象外とする。

イ 既存システムにおいて「2 留意すべき対象者」が確認できない場合において、紙台帳で管理している場合は不開示に該当する者、若しくは、中間サーバーにて確認する場合は不開示フラグを設定している者を個別に確認し、宛先ファイルから当該者を除外する（宛先ファイルは、団体内統合宛名番号が一覧で並んでいるため、当該者の団体内統合宛名番号を個別に削除する）。

※ 特に、不特定多数にお知らせを送信する場合で、事前に本人にお知らせを送信することについて確認を取ることができない場合は、H29.7.13 事務連絡別紙「3. 各機関において実施することが望ましいこと」による機関内での情報共有を活用して該当者を把握し、宛先ファイルから除外すること。

- (4) 利用停止手続が完了したことを確認した際には、上記(3)の宛先ファイルからの除外を解除する。

※ (1)又は(1)及び(2)の場合については、カード停止後カード再交付を受け、利用者フォルダー（アカウント）を削除した場合は、代理人設定は解除されるので、再度利用者フォルダー（アカウント）を開設してお知らせを送付することができる。

※ (2)の場合については、代理人設定を解除することで加害者がDV・虐待等被害者のマイナポータルの情報を見ることはできなくなるので、お知らせを送付することが可能となる。

(問い合わせ先)

内閣官房番号制度推進室 横井、新井

TEL:03-6441-3480,3479（直通）

マイナンバーとマイナンバーカード

参考 1

○マイナンバー(個人番号)

- 日本国の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- 番号法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手続に限って利用されます。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - 番号法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。
 - 通知カードはマイナンバーをお知らせするものです。
通知カードだけでは本人確認書類としては使用できません。



○マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。



- ◆ マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民問わざず広く利用可能です。
- ◆ マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。